

定例教育委員会

- 1 日 時 平成26年3月19日(水) 午後5時30分から午後7時20分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 田中さゆり委員 江間治人委員 杉本憲司委員
飯田正人教育長
- 4 出席職員 事務局長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長
文化財課長 こども課長

- 5 傍 聴 人 0人

教育委員会が決定したもの(議決事項)

1 平成26年4月1日付け人事異動(教育委員会関係)について

教育総務課長

4月1日付け人事異動のうち、教育委員会関係について報告し、承認を求めるものです。

教育委員会事務局に教育部が置かれ、鈴木博雄事務局長が教育部長となります。

教育総務課では、井下田覚課長補佐が昇格し教育総務課長に、児童総務係の今井悦賀主査が病院医事課へ、石川芳孝副主任が商工観光課へ、施設管理係の水野孝幸主査が会計課へ、教育総務課長がこども部へ転出いたします。

新たに転入してまいります方は、部付主幹兼課長補佐として、市民活動推進課の鈴木賢司主査が昇格して転入、児童・総務グループ長を兼ねます。また、児童・総務係では、竜洋支所市民生活課の内田倫子副主任が転入します。また、県から人事交流職員が転入予定です。施設管理グループへは、商工観光課から兼子拓也副主任、道路河川課から鈴木邦彦技師が転入します。施設管理グループは1名の増員となり、栗田和彦係長が施設管理グループ長となります。

次に、学校給食管理室では、伊藤元彦学校給食管理室長がごみ対策課長へ転出し、佐藤千明資産経営室長が学校給食管理室長として転入します。加藤清大原学校給食センター長、鈴木康信豊田学校給食センター長及び大石豊久豊岡学校給食センター長が退職し、大原学校給食センター長として寺田行宏福田支所市民生活課主査が、豊田学校給食センター長として鈴木正夫豊田支所市民生活課主査が、豊岡学校給食センター長として袴田昭高齢者福祉課介護認定係長がそれぞれ転入します。また、松下三津子管理係長が管理グループ長となります。また、松下綾子副主任が主任に昇格します。

次に、学校教育課では、グループ制に伴う内示はありますが、市費職員の異動はありません。

小中学校の調理士・用務員の関係では、2名の調理士、1名の用務員の方が退職されます。異動は、調理士の方が6名、用務員の方が1名です。なお、25年度末で調理士2名・用務員1名の方が退職されますが、正規職員の採用は行わず、臨時職員の任用又は再任用で対応していきます。

次に、図書館関係ですが、田中均福田図書館長、中央図書館の鮫嶋篤克館長補佐、松本栄一主幹、永田満徳副主任、豊田図書館の鈴木肇主任の5の方が退職されます。福田図書館には杉本定司契約管財課長が、中央図書館には青島竜二都市整備課主任が主査に昇格し転入し管理グループ長となります。長嶋雄一郎主幹が館長補佐となり、図書グループ長となります。また、福田図書館から山田剛士副主任が中央図書館へ異動します。

次に、文化財課関係ですが、山崎克巳課長が退職されます。他課への異動では、調査係の渡邊武文主事が財政課へ転出します。新たに転入の方は、大箸清雄障害福祉課長が文化財課長として、建築住宅課村松浩之課長補佐が課長補佐として転入し、管理グループ長となります。また、竹内直文調査係長が主幹に昇格し、調査グループ長となります。

以上です。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

2 磐田市教育委員会教育長職務代理者指定規則等の一部を改正する規則の制定について 教育総務課長

磐田市教育委員会教育長職務代理者指定規則等の一部を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、平成 26 年 4 月 1 日の組織改編に伴い、関係する規則 3 本を改正するものです。

最初に、磐田市教育委員会教育長職務代理者指定規則の一部改正ですが、教育委員会教育部の設置により教育長の職務を代理すべき職員を「教育委員会事務局長」から「教育委員会教育部長」に改正するものです。

次に、磐田市教育委員会事務局処務規則の一部改正ですが、教育部の設置及び係を廃止しグループ制を導入することに伴う改正です。主な改正は、第 2 条の組織、第 4 条から第 7 条の職制などの規定の改正のほか、第 9 条の分掌事務の改正、第 20 条グループ制の設置等の規定を加えるものです。

教育委員会各課の分掌事務を規定した第 9 条ですが、係制の廃止とグループ制の導入に伴い、係ごとの規定ではなく、課ごとの規定に改正するものです。

次に、磐田市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正ですが、教育部の設置及びグループ制の設置により、部長、次長への改正、係長の廃止等、必要な職名を改めるものです。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日です。

以上です。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

3 磐田市立小中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長

主に特別支援学級(自閉症・情緒障害)の学級が新しく開設されたことに伴う改正でございます。現行では福田小学校に豊浜小学校の自閉症・情緒障害の児童が通うということになっておりましたが、新しくできましたので豊浜小学校の通学区域の児童は、豊浜小学校に自閉症・情緒障害学級に通うということでございます。改正案のところで、豊田南小学校、これについても新しく自閉症・情緒障害学級ができました。豊岡南小学校も同様です。中学校におきましては、唯一向陽中と豊田中に自閉症・情緒障害学級がありませんでしたが、開設ということで、10中学校全てにおいて自閉症・情緒障害学級が開設されたということになります。それに伴う改正ということによりよろしくお願いいたします。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

4 磐田市学校運営協議会設置校の指定について

学校教育課長

学校運営協議会規則の第3条に教育委員会が指定することができるという位置付けになっています。18校を平成26年度学校運営協議会設置校として指定していきたいと考えております。磐田第一中、磐田西小につきましては、本年度文部科学省の指定を受けまして推進をしてきました。両校長に確認したところ、指定をしなくても十分やっていけるということで、磐田第一中、磐田西小につきましては継続ということになります。

豊岡中、豊岡南小、豊岡北小につきましては、もう1年文部科学省の指定を継続をしていただきたいということで、豊岡中を中心に中学校区、学府でコミュニティを構築しつつあるということで、まだ道半ばということですのでもう1年継続をお願いしたいということです。

南部中、磐田南小、長野小の3校については、今年一貫教育の試行校、来年度本格実施ということですので、その期にコミュニティを各学校で立ち上げていきたいということです。

同じように豊田南中、豊田南小、青城小の3校についても同様な理由となります。

岩田小、大藤小、向笠小についても、本年度一貫教育の試行校でしたので、来年度本格実施ということで、この3校については行っていきます。ただ、ここには向陽中が入っておりません。向陽中の校長といろいろ話をした中で、多少岩田小学校の子供たちが、豊田中学校に通っている現状があった時に、そのあたりの問題が非常に難しいというようなお話がありました。ですので、そこを相談の上、来年度はコミュニティ・スクールとしては手を挙げづらという話を受けましたので、指定からは除外しました。

福田中、福田小、豊浜小につきましては、文部科学省の指定を受けたいと自ら手を挙げていただきました。ですので、この学区においては豊岡中学区と同じようにコミュニティ・スクールを文科省の指定で進めていくということです。

城山中ですが、何もなくても行ってみたいということで、既に四つ葉プロジェクトという長年地

域の教育力を取り入れた活動が展開できておりますので、これについては十分行っていけるだろうということです。

合わせて 18 校が来年度コミュニティ・スクールということで指定させていただきます。

以上でございます。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

5 学校(園)医・薬剤師の委嘱について

学校教育課長

学校医・歯科医ということで、寺田伸吾様が一身上の都合で辞退されるということで、磐周歯科医師会より寺田範孝医師の推薦がありましたので、代わりに磐田南小学校、磐田南幼稚園の両校の歯科医として委嘱をしたいということでございます。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

6 磐田市立幼稚園通園バス規則の制定について

こども課長

磐田市立幼稚園通園バス規則の制定についてご審議お願いします。昨年までは、幼稚園通園バスについては、要綱で規定をしていたものでございますが、その中の使用料については、現在議会で審議をしていただいておりますが、条例で規定をし、使用料以外の運行や利用に関することについては今回新たに規則で定めることにしたものでございます。

まず第 1 条では趣旨を、第 2 条では運行地区を豊岡地区とするという規定を設けてございます。第 3 条では運行日を教育委員会が別に定める保育を実施する日というように規定をしております。第 4 条では利用対象者を規定をし、第 5 条から第 7 条までは利用の手続きにつきまして規定をしております。第 8 条では利用者の遵守事項について、そして第 9 条では委任の条文ということになってございます。附則でございますが、施行日を平成 26 年 4 月 1 日から、それから経過措置についてを規定しているものでございます。よろしくお願いたします。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

7 磐田市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について

こども課長

通園バスの使用料を条例で規定したことに伴いまして、必要事項をその施行規則に規定をするものでございます。

まず、条例の名称の変更に伴いまして題名を「磐田市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則」と「等」を付けた形で改正をいたしました。この条例は、保育料と通園バス使用料の大きな2本立てとなることから、章立てをするものでございます。まず、第1章を総則、そして第1条、第2章として保育料の規定ということで第2条から第4条まで、第3章として通園バス使用料を第5条から第8条で規定しております。第3章通園バス使用料の第5条でございますが、第5条では減免又は免除について規定をしており、豊岡東幼稚園の統合に伴いまして豊岡東地区に住所を有する園児を免除するという規定でございます。第6条は使用料の返還について、第7条・第8条につきましては減免申請と決定通知について規定をしてしております。別表第3につきましては、第6条で使用料の返還を規定してございますが、その返還する場合の金額について規定をしてしております。附則につきましては、施行日を平成26年4月1日からとするもの、2といたしまして豊岡東地区に住所を有する園児に係る使用料免除規定の失効ということで、第5条第1項の規定につきましては、平成32年3月31日限りでその効力を失うこととしてしております。これは6年間減免をするということで、その6年という期間ですが、今生まれている子が幼稚園を卒業するまでの6年間ということで、今生まれていない子については、通常の豊岡北地区、南地区の子供たちは有料でバスを利用しておりますので、6年後については同じように有料とさせていただくというような規程でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

< 質疑・意見 >

Q 豊岡東地区の方にはこのお話はされてますか。

A まだ議会で議決がされていないので正式という話ではないのですが、同時に消費税の関係で使用料もアップするというのもございまして、事前にあくまでも予定ということですが保護者の方には説明をして、最終的に決まった段階で正式に文書で通知をしようかというふうに思います。

Q 北地区の現在のバス使用料を教えてください。

A 2,200円です。

Q それは月額ですか。

A はい。それが2,260円に上がるというのも同時に改正をいたします。ただ、事前の説明の中では東地区の保護者からは、我々ばかりいつまでも無料という訳には多分いかないだろうから、あくまでもこれは申請なんですね、申請してくれば減免しますよということなので、もしかすると保護者の方が数年で申請をしなくなってくるという話も一部の方からは出ていました。

Q 統合に際していろいろな話し合いの中で、通学バスの問題・料金の問題も出たと思いますが、6年間というのは生まれて園児が卒園するまで、小学校に入るまでということですが、そういった事例というのは他にありますか。

A 特にそういった考えの前例ということでは意識して作ってはおりませんので。ただ、打ち合わせの中で、急な話といたしますが、今生まれている子がそこにいるということを前提としている状況もありましたので、それならば良いのではないかとということで。地元の方はそこまで免除してくれるとは多分思っていないと思います。正直言いますと、3年くらいではないかなというのは何となく。永久に無料にするという話は無かったです。はじめからそれは無かったです。他地区との兼ね

合いもありますので。ただ、状況の中で我々が受けている感触で言うと3年くらい、今度入っている子が出るまでという意識でいたのかなという印象はあります。

私が聞きたかったのは要するにそこなのです。永遠に続くということを経験とするのか、それともそうではなく保護者が納得していくような話が既にされているということであればよいです。

説明会の中では、我々もはじめからずっと無料ではありませんよということを前提にお話しさせていただきましたので、十分ご理解いただいていると思います。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

8 磐田市立幼稚園管理規則の一部改正について

こども課長

この規則は磐田市立幼稚園の管理運営に関する基本的事項を定めたものでございますが、第29条で引用する条例の名称が変わったため、現在2月市議会で審議中でございますのでまだ正式ではございませんが、その改正及び別表の幼稚園の定数を変更するものでございます。磐田中部幼稚園と磐田西幼稚園については子供の数が増えて、遊戯室を保育室として使用するためその定員が増となるものでございます。定員の考え方でございますが、保育室×35人として計算を全てしておりますので、磐田中部幼稚園については、遊戯室を2つに分けて2つの保育室として利用するために70人の増、磐田西幼稚園については、そのまま保育室を利用し35人の増になっております。以上です。よろしく願いいたします。

< 質疑・意見 >

Q 遊戯室も必要だと思うのですが、今遊戯室を保育室に変えて定員増ということでしたが、遊戯室に代わるお部屋はあるのですか。

A 遊戯室として使う時には部屋を片付けて使う。例えば卒園式とか入園式とかお誕生会というのはそのように使うというような形で使用したい。元々4歳・5歳の2年保育の施設として建てておりますので、3歳児保育が入った時点でどうしても園児の部屋の数というのが苦しくなっているということでございます。前回の再編計画で説明させていただきましたが、そういったことに関しては再編計画の中で計画的に解消してまいりたいと考えております。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

各課から報告したもの（報告事項）

1 こども課（こども課長）

- ・磐田市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について

磐田市立幼稚園預かり保育事業実施要綱について説明をさせていただきます。

預かり保育事業につきましては現在、豊岡北幼稚園、南御厨幼稚園で実施しておりますが、平成26年度からは3園を追加、モデル的に実施し、平成27年度からは全園での実施を予定しております。今回の改正は対象園に3園、磐田南幼稚園、大藤幼稚園、福田中幼稚園の3園を追加するもの及び通常保育以外の春季・夏季・冬季の保育時間を現在9時からとしているものを8時30分からに変更するものでございます。よろしくお願いいいたします。

< 質疑・意見 >

なし

2 教育総務課（教育総務課長）

- ・磐田市教育委員会と静岡新聞社の新聞活用協定について

この磐田市教育委員会と静岡新聞社の新聞活用協定は、本年3月10日に、磐田市教育委員会と静岡新聞社とが「磐田市立学校における新聞利用等に関する協定」を締結しましたので報告するものです。

これは、概要の目的にありますように、学習指導要領の改訂により、小学校・中学校・高等学校の教科書に新聞に関する記述が増え、教育現場での新聞に関する関心が高まっていること、昨年7月のNIE全国大会静岡大会の開催で新聞活用事例が県内に広がったことを受け、教育現場での新聞活用をさらに広げる契機として生かすため、「新聞利用等に関する協定」を締結し、教育現場で新聞を活用しやすい環境整備を行う一助として、静岡新聞社から提案されたものです。

この協定の大きな柱は次の2点です。

1. 静岡新聞に掲載された記事の二次利用について、協定書第2条及び覚書第1条により取扱いの範囲を明確にしています。これにより、静岡新聞社に対する許諾申請を行ったり、利用の可否を問い合わせるなどの手間を省くことができるようになります。

覚書第1条にありますように、授業に関する自宅学習、授業参観者への資料提供、学校通信等への掲載、PTA研修資料への掲載などが許諾を要しないものとして挙げられています。

2. 協定書第4条により、従来から「編集局出前講座」の名称で行っている学校への記者派遣を積極的に行い、児童・生徒の言語活動の充実やコミュニケーション能力を高めることを明記しています。

編集局出前講座の実例として、神明中学校が昨年、遠州大名行列の折、号外新聞を発行しましたが、この編集にあたり取材等のアドバイスを受けたことや、毎年、神明中学校の新聞作成にアドバイスを受けていることがあります。

なお、この協定書の有効期限につきましては締結の翌年の3月31日までとなっております。本協定につきましては、平成27年3月31日までという形で締結しているものでございます。

以上です。

- ・磐田市生涯学習出前講座実施要項の一部改正について

組織改編等に伴う改正の一つになりますが、平成26年4月1日から係制を廃し、グループ制

を導入することに伴い、様式第1号を改正するものです。

様式第1号は、生涯学習出前講座講師派遣申請書ですが、この事務局協議欄の「係長」欄を削除するものです。

以上です。

・磐田市行政組織改編に伴う例規改正について

平成26年4月1日の組織改編等に伴い、関係する例規を一括しての改正がありましたので報告します。「例規名 磐田市行政組織規則の一部を改正する規則」をご覧ください。改正の趣旨に記載のように、こども部及び環境水道部の設置、公共交通、財産管理及び市民相談に関する業務の移管、グループ制の導入に伴い、改正事項に記載の内容で例規を改正するものです。

改正事項の第6条関係の内容で、組織見直しに係る各課の分掌事務を新たに規定するものです。

第7条から第18条は、改正事項の会計課の分掌事務の規定等の改正です。

行政組織の見直しに係る市長部局の一部改正例規ですが、改正する例規名一覧は、48の規則・規程・要綱等です。

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正ですが、これも教育部の設置、グループ制の導入等に伴う改正で、実質的に管理職等の範囲の変更はありません。

施行日は、いずれの改正も平成26年4月1日です。

以上です。

・磐田市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

特別支援教育就学奨励費は、特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校への就学による保護者の経済的負担軽減を目的に支給するものです。

この支給基準について、文部科学省が示している事務処理資料において、現場実習交通費、交流及び共同学習交通費の給付については、これまで、収入額が需要額の3.5倍以上の場合は除かれることになっていました。これが3.5倍以上においても給付の対象とされたことから、本市の支給要綱から当該部分を削除するものです。

なお、市内小・中学校において、現在対象者は存在しますが、事実が発生しないため、現時点では影響はありません、

施行日は、平成26年4月1日です。

以上です。

月例報告

実施済事業のうち、小中一貫校視察を報告します。

武蔵村山市で実施されている小中一体型一貫校、村山学園を事務局で視察しました。統括校長先生から、キーワードは「一つの学校、みんな一緒に」であり、小中学校の児童・生徒、教員が一つになることをいろいろな場面を通じて取り組んできたことがまず話されました。

- ・4・3・2制は子供は意識しないが、小学校5・6年生がリーダーを務める場面の減少とその対応策。
- ・教員の相互乗り入れは中学校から小学校へ美術・音楽が実施され、小学校から中学校へはなかなか難しい。
- ・部活の交流は行っているが、中学の大会が近づくと制約が生ずる。

- ・小中が一緒に受ける授業はイベント的には実施する。教科担任制は、5・6年生で試行で交換授業を実施。これによる子供への効果は検証中である。
- ・5・6年生で中学校の定期試験の体験をしている。
- ・運動会などにおいて縦割りで9年生まで組むと、中学校ではクラスで作り上げていくということが多いので、クラスで取り組んでいこうとする意識が薄れる。
- ・特区指定を受けた小中一貫一体校ではないのでその縛りはない。
- ・26年度からは小中一貫一体校の第2段として、9年間かけて育てるという取組みを一層充実させたい。等々のお話を伺いました。

また、施設面では、もともと同一敷地内にあった小学校・中学校を連結棟で結んだ校舎であり、立て直した屋内運動場、プール以外は既存の施設の利用でした。

本市の将来構想づくりの参考としていきたいと考えます。

以上です。

< 質疑・意見 >

Q 視察された学校ですけれど、小学校の卒業式、中学校の入学式というのは行わないのですか。

A 行っています。

それで、4・3・2制を実施されているのですか。おもしろいですね。

東京ですので、私立に行く人もいます。4・3・2の3の途中で私立に行ってしまう人もいますので、そこで卒業になります。あと、市内どこから来てもよいと言っておりますので、今度は入学してくる人もいるらしくて、中学校も入学式をやると言っていました。

特区をとっていないということだと対外的には6・3制です。4・3・2制でそれぞれ副校長を置いているということはやっていますが、対外的には6・3制のままの体制をとっています。

保護者の方からもこの運営とかカリキュラムについて、いろいろな意見とか聞いてきましたか。

既存の校舎が隣で、5m位の建物を付けて壁を打ち抜いて廊下を通すということなので、保護者としては小中一貫の一体校という新しいものというイメージはあまりもって無いというお話を聞きました。余りにも近すぎで、建物を壊して新しい綺麗な物を建てた訳ではないので、そういうところでは保護者と温度差があって、あえて言うてくるという声は話には出てこなかったです。ただ、面白いなと思ったのは、学園ですので学園歌とか校章とかブレザーとかそういうものを作る時にかなり地域の方や保護者の声を聞いて、その委員会の部会という方々がかなり学校をサポートするような、そこで体制ができて、それがコミュニティ・スクールに発展している、そういう流れがありました。

少しネガティブな考え方で言うと、組織がかなり変わっていますね。それに対して学力であったり、子供の成長に何か心配な意見が出ていないかなと思いましたので。

名刺をもらっていますので、教育委員会でそのようなご意見が出たということでもありますので、実際に聞いてお答えしていきたいと思います。疑問が出るところを一つ一つ潰していかないと良いものが見えてこないかなと思いますので、そういう疑問点がありましたら一貫教育の担当が指導係になっておりますので、ふと思われたら電話をかけていただいて、カリキュラム部門につきましては学校教育課の方で対応していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

3 学校給食管理室（学校給食管理室長）

1点だけ報告させていただきます。学校給食関係職員全体研修会ですが先月のこの会でも報告させていただきましたが、ちょうど議会でも質問がありましたようにノロウイルスに対して非常に注目されているということで、講演について当初は県教委の担当をお願いしていたところですが、急遽変えましてここにありますように食品監視班の班長、専門家の方に講義をいただいて、特にノロウイルス中毒の予防ということに特化した研修会にしようというふうに考えているところでございます。3月24日月曜日に実施いたしますので、もしよろしければご覧いただければと思います。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

4 学校教育課（学校教育課長）

・「磐田市立学校徴収金等取扱要領」に係る各種様式の制定について

磐田市立学校徴収金等取扱要領が施行されている訳ですが、より適正かつ効率的に事務手続きが進むように様式等を統一したものです。磐田市内 33 小中学校ではこの様式に基づいて、適正な徴収金の管理をしていくこととなります。

・磐田市立公立学校に勤務する県費職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の改正について

現行の場合は搭乗者傷害保険契約という契約の名称が規定されておりました。ですが、現在保険会社によっては同様の補償が様々な名称の保険があることから、「搭乗者に対する保険額 1 千万円以上が締結されていない場合」というような改正をさせていただきました。

・文書取扱要領の改正について

文書の保存の年数を規則等改正に基づいて、2 年が 3 年に又は 5 年が 7 年に 2 年が 5 年にということで、改正させていただきました。

・磐田市に勤務する静岡県教育委員会臨時的任用教職員の勤務時間等取扱要領の改正について

様式第 1 号において、無給休暇という欄があります。これが従来においてはこの欄がありませんでした。今回の改正では無給休暇の欄を追加させていただきました。

・磐田市立小中学校学籍事務取扱要領の改正について

新旧対照表を見ていただきますと分かると思いますが、「転出通知書」を「転出学通知書」に改めて「学」を入れ、転入についても同様に「学」を入れました。学を追加した改正案ということでよろしくお願いたします。

・磐田市立小・中学校処務規程及び磐田市就学指導委員会要綱の一部改正について

国の特別支援教育の法改正に基づいて、就学指導という言葉でなく、就学支援という言葉に変えた方が望ましいという文書等が出されました。それに基づいて、従来の「磐田市就学指導委員会」を「磐田市就学支援委員会」と改め、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

< 質疑・意見 >

無給休暇の分かる事例を紹介してあげてください。

無給休暇というのは、病気とかの特別休暇になります。年休という言葉があると思いますが、それは有給休暇といって賃金を貰いながら休めることになります。病気による特別休暇の場合は賃金なしで休むということになります。

特別休暇でも無給ですか。

これは正規職員ではないので、正規と比べて臨時的任用職員の場合は若干待遇面では状況が異なります。

月例報告

学校教育課長

月例報告ですが、実施済事業においては、26年度に取り組む小中一貫教育事業説明会を行いまして、4月からスムーズな導入に向けて準備をしました。

教育委員の皆様にも、4月1日に行う市転入職員着任式、ふるさと先生の着任式がありますので、よろしくお願いたします。予定事業については、記載のとおりです。主には新年度スタートに向けての説明会・研修会等を予定しております。以上です。

5 中央図書館（中央図書館長）

実施済事業といたしまして、富士山の日特別展といわび協会展を記載させていただきました。それぞれ第3回と第8回と回を重ねている恒例の展示事業です。

本日、委員の皆様には配布させていただきましたが、本年度も茶の間ひととき読書運動作文集を発行しまして、各学校の3年生に配布いたしました。本に触れ合う機会に恵まれた子供たちが、本の楽しさを感じとって、本を通して家族との触れ合いが深まったことも作文の文面から読み取れました。今後も茶の間ひととき読書推進事業を継続して地道に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

< 質疑・意見 >

なし

6 文化財課（文化財課長）

・歴史文書館管理運営要領の一部改正について

「磐田市歴史文書館管理運営要領の一部改正について」の報告ですが、資料を傷めないこと及び利用者の利便性の観点から、その一部を改正するものです。

「閲覧・複写」の取り扱いですが、従来は利用者の希望する資料を、職員がコピーをしておりましたが、「職員の指示に従って、利用者自ら写真撮影を行うこと」を加えました。

資料を複写機にセットすることで、折り目や破損の恐れがあり、これを解消するためと、写真に撮ることで、利用者が好きな大きさに拡大ができる利便のためです。

昨年8月19日から適用しておりましたが、これは、8月16日に開催した歴史文書館運営審議会です承されたためです。

報告がこの時期になってしまったのは、2月4日に開催した歴史文書館運営審議会で要領を改正したことによるものです。

月例報告の実施済主要事業ですが、14日から3日間、旧赤松家記念館で「太刀銘成高」の公開を行いました。延べ600人近い方が観賞をされました。

予定にはありませんが、府八幡宮の楼門修理が始まりました。すでに覆いがかかり、楼門は見られない状態です。次のお披露目は、平成27年秋の予定です。

以上です。

< 質疑・意見 >

なし